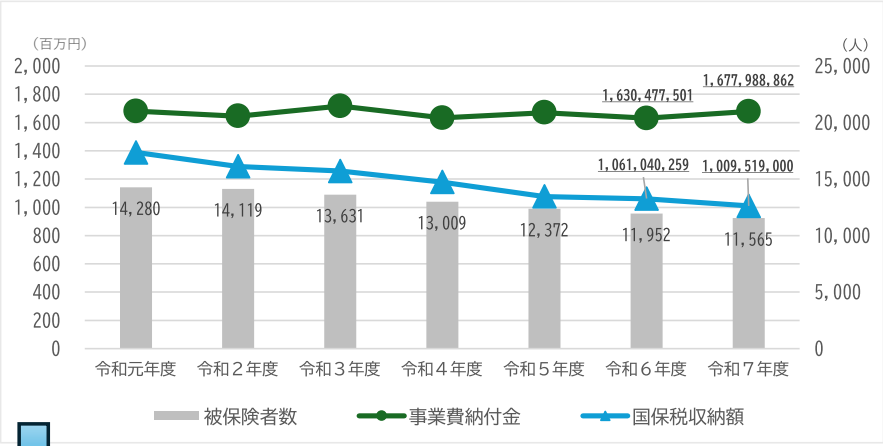
富里市国民健康保険財政運営方針【骨子案概要】

1　方針策定の背景

- 国民健康保険は、“被保険者の医療費水準が高い”、“所得に占める税負担が大きい”などの構造的な課題を抱えている。このような状況を踏まえ、県では「千葉県国民健康保険運営方針」を策定し、制度の安定的な運営及び効率的な事業の確保に努めてきた。本市においても、将来に渡って持続可能な国民健康保険運営を図るため、財政健全化の取組に対する方針を策定するものである。
- 位置付け：第２期千葉県国民健康保険運営方針を踏まえた本市国民健康保険事業の財政運営に関する方針
- 対象期間：令和７年度１０月～令和１１年度（令和９年度に中間見直しを行う）

2　国民健康保険の現状と課題

● 現状



被保険者数の減少に伴い国保税収納額も減少している中、県に支払う事業費納付金は国保税収納額と比例せず高額のまま推移しているため、今後、準備基金（令和６年度末残高：33,986,412円）からの繰入のみによる決算補填が困難となることが想定される。

● 課題

- ✓ 事業費納付金と国保税収納額の差が年々拡大しており、今後は一般会計からの法定外繰入を想定することとなるが、県運営方針に従い令和１２年度までには法定外繰入を解消する必要がある。
- ✓ 必要な税収を確保するための適正な税率を設定する必要があり、かつ、税率改定の考え方を明確にする必要がある。
- ✓ 被保険者が減少している中において、継続的に安定した財政運営を図るため、従来からの取組に加え、重点的に取り組むこととする項目を設定し、収支バランスの調整による歳入・歳出の健全化に取り組む必要がある。

3　税率改定の考え方

① 令和１０年度決算において必要な保険税額を確保できる税率を推計する。
② 推計した令和１０年度の税率と現行税率との差を、令和８年度から毎年度、解消していく。
③ 県から標準保険税率が示され次第、再推計を行い翌々年度の税率改定に反映していく。
④ 令和１１年度以降は県の示す標準保険税率と同一とする。

※賦課方式の変更や賦課限度額の設定時期等については、県運営方針の中間見直しや作業部会における方針との整合性の保持及び他市町村の動向を注視して決定する。

令和８年度（２０２６年度）	令和９年度（２０２７年度）	令和１０年度（２０２８年度）	令和１１年度（２０２９年度）

R7年度とR10の差1/3
R8年度とR10の差1/2
納付金ベースの統一へ（令和１２年度）

4　運営方針における収支改善プラン

国保事業の健全な運営

- ◎ 納付しやすい環境の整備のため、納期を８回から９回へ変更（新規）
- ◎ 外国人被保険者に向けた多様な言語によるパンフレットの作成、配布（新規）
- ◎ 口座振替原則化の推進を図るとともに、広報や市公式ホームページ等を活用した多様な納付方法についての周知
- ◎ 収納部門との連携による滞納処分の早期着手及び滞納者への給付の差止めや滞納税額への充当
- ◎ 定期的な納付勧奨や納付困難者への相談、返済プランの提案の実施
- ◎ 法定軽減措置を適切に実施するための所得未申告者への申告勧奨

給付・医療費の適正化

- ◎ マイナ保険証の利用勧奨による適正な医療給付の促進
- ◎ レセプト点検や第三者求償事務の取組強化による保険給付の適正な実施
- ◎ 生活習慣病の発症・重症化予防などの「健康の保持の増進」、医薬品の適正使用などの医療費適正化

- ◎ 将来に向けた準備基金の確保（新規）
- ◎ 保健事業の強化（保険者努力支援制度の利用拡大）